

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (みどり自然課) 一

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部創造) 一二

○大規模小売店舗の新設に関する告示 (商業支援課) 一二

○大規模小売店舗の変更に關する告示 () 一三

○大規模小売店舗 (既存店) の変更に關する告示 () 一四

○中条星宮土地改良区の役員退任届 (大里農林) 一六

○江袋溜井土地改良区役員就任届 () 一六

○妻沼西南土地改良区の役員就任届 () 一六

○精算法人男沼門樋悪水路土地改良区の役員退任届 () 一六

○精算法人男沼門樋悪水路土地改良区の役員退任届 () 一六

(大里農林) 一七

○精算法人男沼門樋悪水路土地改良区の清算人退任届 () 一七

○工事執行管理システム運用管理業務委託に関する入札公告 (技術管理課) 一八

○建設業法第二十九条第一項に基づく許可取消し処分 (建設業課) 三五

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 三五

○都市計画に関する公聴会の開催 (住宅課) 三五

○開発行為に関する工事の完了公告 (行田県土) 四五

○政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示 (公営企業・財務課) 四五

○公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示 () 四五

○公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示 () 四五

○公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示 () 四五

○公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示 () 四五

正誤 (選管委) 四六

訂正 (警務課) 四六

○埼玉県公安委員会規則第二号中

(駐車対策課) 四六

規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成十五年埼玉県規則第九十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十二条第五項及び第十四条第三項」を「第十二条第六項及び第十四条第四項」に改める。

第二条第四号中「第一条各号」を「第二条各号」に改める。

第三条第一項中「第七条第十項及び第十一項」を「第七条第十一項及び第十二項、第十一条の二第九項」に改め、同条第二項中「第七条第十項」を「第七条第十一項」に、「同条第十二項」を「同条第十二項」に改め、「従事者証を」の下に、「省令第十一條の二第九項の規定による届出の場合にあっては同項の承認証を」を加える。

第四条第一項中「第七条第九項」を「第七条第十項、第十一条の二第八項」に改める。

第五条中「第七条第十二項及び第十三項」を「第七条第十三項及び第十四項、第十一条の二第十項」に改める。

第八条第十号中「様式第十五号」を「様式第十六号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「様式第十四号」を「様式第十五号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「様式第十三号」を「様式第十四号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「様式第十二号」を「様式第十三号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 省令第十一条の二第三項の申請書 様式第十二号

七 省令第十一条の二第三項の申請書 様式第十二号

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

様式第一号(第3条関係)

許可証等に係る住所等変更届出書

年 月 日

埼玉県知事様
埼玉県環境管理事務所長

届出者 住所 氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

職 業 生年月日 年 月 日
電話番号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第4項 第11項
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第11条の2第9項
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第15条第6項
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第24条第5項
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第42条第5項
の規定に

より、住所等を変更したので、次のとおり届け出ます。

1 住所(所在地)	新	
	旧	
2 氏名(名称又は代表者の氏名)	新	
	旧	
3 その他の変更事項		
4 変更の年月日	年 月 日	
5 交付を受けた許可証等の種類番号	許可証 第 号 交付 年 月 日	
	従事者証 第 号 交付 年 月 日	
	指定猟法許可証 第 号 交付 年 月 日	
	販売許可証 第 号 交付 年 月 日	
	狩猟者登録証 第 号 交付 年 月 日	

- (注) 1 届出に当たっては、変更に係る証票を提示すること。
 2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第12項の規定による届出の場合にあっては、「住所」欄及び「氏名」欄には当該変更に係る従事者の住所又は氏名を記入すること。
 3 その他の変更事項については、変更内容について具体的に記入すること。

様式第二号(第4条関係)

許可証等再交付申請書

年 月 日

埼玉県知事様
埼玉県環境管理事務所長

申請者 住所 氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

職 業 生年月日 年 月 日
電話番号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第9項 第9項
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条第7項 第7項
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第24条第6項 第6項
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第35条第8項 第8項
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第11条の2第8項
の規定に

より、〔従事者証 指定猟法許可証 販売許可証 承認証(特定狩猟鳥獣の捕獲等) 承認証(対象狩猟鳥獣の捕獲等)〕を〔亡失 滅失〕したので、

次のとおり申請します。

許可証等の種類	種 別		枚 数
	許可証(鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等)	従事者証	
1 許可証等の種類	指定猟法許可証		枚
	販売許可証		枚
	承認証(特定狩猟鳥獣の捕獲等)		枚
	承認証(対象狩猟鳥獣の捕獲等)		枚
2 許可証等の番号			
3 交付年月日			
4 亡失(滅失)年月日			
5 亡失(滅失)の事情			

(注) 損傷による場合は、許可証等を返納すること。

様式第3号(第5条関係)

許可証等亡失届出書

年 月 日

埼玉県知事様
埼玉県環境管理事務所長

届出者

住所
氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

生年月日 年 月 日

電話番号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則

- 第7条第13項
- 第7条第14項
- 第11条の2第10項
- 第15条第7項
- 第24条第6項
- 第42条第6項
- 第50条
- 第65条第10項

規定により、許可証等を亡失したので、次のとおり届け出ます。

1 許可証等の種類	許可証(鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等)・従事者証・承認証(対象狩猟鳥獣の捕獲等)・指定猟法許可証・販売許可証・承認証(特定猟具使用制限区域における捕獲等)・狩猟免状・狩猟者登録証・狩猟者記章
2 許可証等の番号	
3 交付年月日	
4 亡失年月日	
5 亡失の事情	

様式第四号及び様式第五号中「氏名(自署又は記名押印)」に改める。
様式第六号(表面)を次のように改める。

②を「氏名」

様式第6号(第8条関係)

(表面)

事務所	新規	一部免除
*	*	*
事務所	申込番号	
*	*	

狩猟免許申請書

年月日

埼玉県知事 様

住所 〒

電話番号

ふりがな氏名 (自署又は記名押印)

生年月日 年 月 日

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第41条の規定により、狩猟免許を受けたので、次のとおり申請します。

1 受けようとする狩猟免許の種類、受験年月日及び受験場所
 種類 網猟免許 わな猟免許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許
 受験年月日 年 月 日 (種類:)
 受験場所

2 受けようとする狩猟免許の種類及び使用する猟具の種類並びに第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の所持許可

網猟免許	(1) 網	わな猟免許	(2) わな
第一種	(3)ライフル銃	銃砲所持許可番号	交付年月日
銃猟免許	(4) 散弾銃	銃砲所持許可番号	交付年月日
	(5) 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可番号	交付年月日
第二種	(6) 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可番号	交付年月日

3 現に有効な他種の狩猟免許の有無 有 ・ 無

4 他種の狩猟免許を受けている場合は、その種類及び狩猟免許の番号等

種類	交付年月日	狩猟免許の番号	狩猟免許の交付年月日	査察の有無
免許	知事	号	年 月 日	有 ・ 無
免許	知事	号	年 月 日	有 ・ 無

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無

有 (・ 刑の執行が終わり、又は受けることなくなった年月日) ・ 無

6 狩猟免許を取り消されたことの有無

有 (・ 年月日) ・ 免許の種類) ・ 無

本枠内は必ず記入してください。

* 1 新規	* 2 一部免除
*	*
事務所	申込番号
*	*

受験票 A

写真
真

ふりがな氏名 (自署又は記名押印)

(切り離さないこと。)

1 免許の種類	網猟免許 わな猟免許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許
2 受験日	年 月 日
3 受験場所	

試験の結果				
視力	聴力	運動能力	知識	技能
適性試験				
会場名		受付番号		
*		*		

本枠内は必ず記入してください。

* 1 新規	* 2 一部免除
*	*
事務所	

受験票 B

ふりがな氏名

(切り離さないこと。)

1 免許の種類	網猟免許 わな猟免許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許
2 受験日	年 月 日
3 受験場所	

試験の結果	
会場名	受付番号
*	*

本枠内は必ず記入してください。

様式第六号(裏面)の注意中4を削り、3を4とし、同様式(裏面)の注意中「3.6センチメートル」を「3.0センチメートル」に改め、同様式(裏面)の注意中2を3とし、「1を2とし、1として次のように加える。」

1 申請書中2の銃砲の所持許可を現に受けている場合は、銃砲の種類ごとに銃砲所持許可番号及び交付年月日を主として使用する銃砲1丁について記入し、当該許可に係る許可証の写しを添付すること。

様式第七号(表面)を次のように改める。

様式第七号(第8条関係)

(表面)

事務所	*	申込番号	*	*	*
埼玉県知事 様 狩猟免許更新申請書					
住所	〒			年	月
電話番号					
ふりがな	-----				
氏名	(自署又は記名押印)				
生年月日	年	月	日		
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定により、狩猟免許の更新を受けたので、次のとおり申請します。					
1 更新を受けようとする狩猟免許の種類、受検年月日及び受検場所					
種別	網猟免許	わな猟免許	第一種銃猟免許	第二種銃猟免許	
受検年月日	年	月	日		
受検場所					
2 更新を受けようとする狩猟免許の種類及び使用する猟具の種類並びに第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の猟具の所持許可					
網猟免許	(1) 網	わな猟免許	(2) わな		
	(3) ライフル銃	銃砲所持許可番号	号	交付年月日	年月日
	(4) 散弾銃	銃砲所持許可番号	号	交付年月日	年月日
第一種銃猟免許	(5) 空気銃 (圧縮ガスを 使用するもの を含む。)	銃砲所持 許可番号	号	交付 年月日	年月日
第二種銃猟免許	(6) 空気銃 (圧縮ガスを 使用するもの を含む。)	銃砲所持 許可番号	号	交付 年月日	年月日
3 更新を受けようとする狩猟免許の種類及び狩猟免許の番号等					
免許の種類	交付を行った都道府県知事名	狩猟免許の番号	交付年月日	狩猟免許の交付年月日	原交付年月日
網猟免許	知事	号	年月日	年月日	年月日
わな猟免許	知事	号	年月日	年月日	年月日
第一種銃猟免許	知事	号	年月日	年月日	年月日
第二種銃猟免許	知事	号	年月日	年月日	年月日
4 同一登録年度において他の狩猟免許申請書又は免許更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類					
免許の種類					

大枠内は必ず記入してください。

事務所 * 申込番号 **						
受 検 票 A						
<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 40px; margin: 0 auto;"> 写 真 </div>						
ふりがな 氏 名 (自署又は記名押印)						
1 免許の種類と交付年月日						
免許の種類	網猟免許	わな猟免許	第一種銃猟免許	第二種銃猟免許		
交付年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
2 受 検 日						
年 月 日						
3 受検場所						
** 講習の受講						
* 適 性 検 査		視 力	聴 力	運動能力		
会場名		受付番号				

(切り離さないこと。)

太枠内は必ず記入してください。

事務所 *						
受 検 票 B						
ふりがな 氏名						
1 免許の種類						
網 猟 免 許	わ な 猟 免 許	第 一 種 銃 猟 免 許	第 二 種 銃 猟 免 許			
2 受 検 日						
年 月 日						
3 受検場所						
** 講習の受講						
* 適 性 検 査		視 力	聴 力	運動能力		
会場名		受付番号				

(切り離さないこと。)

太枠内は必ず記入してください。

様式第七号(裏面)の注意中4を削り、3を4とし、同様式(裏面)の注意中2中「3.6センチメートル」を「3.0センチメートル」に改め、同様式(裏面)の注意中2を3.1センチメートルとし、1センチメートルのうちに加える。

1 申請書中2の銃砲の所持許可を現に受けている場合は、銃砲の種類ごとに銃砲所持許可番号及び交付年月日を主として使用する銃砲1丁について記入し、当該許可に係る許可証の写しを添付すること。
様式第八号及び様式第九号を次のように改める。

様式第8号(第8条関係)

(表面)

※登録番号	有	無
※狩猟の賠償	有	無
※狩猟の区域の登録の有無	有	無

狩猟者登録申請書
埼玉県知事様

年 月 日

写真

フリガナ
氏名 (自署又は記名押印)

収入証紙

生年月日 年 月 日

住所 〒

電話番号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により、狩猟者登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類等

納税証紙

狩猟者登録を受けようとする
狩猟免許の種類・使用する猟具

所持する狩猟免許の内容

網 猟 免 許 に 係 る 登 録 に 係 る 登 録	(1) 網	都道府県 知事名	知事	狩猟免許の番号		交付年月日	
				狩猟免許の番号	交付年月日	交付年月日	
第一種銃猟免許 に係る登録	(3) ライフル銃	都道府県 知事名	知事	狩猟免許の番号	交付年月日	交付年月日	年月日
				(4) 散弾銃 (5) 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県 知事名	知事	狩猟免許の番号
第二種銃猟免許 に係る登録	(6) 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類	第一種銃猟免許	第一種銃猟免許	交付年月日	交付年月日	年月日
				所持する免許の種類	第二種銃猟免許	交付年月日	交付年月日

(裏面)

2 狩猟をしようとする場所	(1) 埼玉県の区域全部	(2) 放鳥獣猟区の区域
3 免許の効力の停止の有無(ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記入し、かつ、ある場合には、その停止の期間を記載すること。)	免許の効力の停止の有無	停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 銃砲所持許可証の番号及び交付年月日(第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の場合)

第一種銃猟免許	第二種銃猟免許
空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)
銃砲所持許可証の番号	銃砲所持許可証の番号
交付年月日	交付年月日

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項	法人名	対象損害	給付額	被共済者期間
共済事業	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間
損害保険契約	資産保有			

6 職業	(1) 専門的・技術的職業従事者	(2) 管理的職業従事者	(3) 事務従事者
	(4) 販売従事者	(5) 農林業従事者	(6) 漁業従事者
	(7) 探鉱・採石作業者	(8) 運輸・通信従事者	(9) 技能工・生産工程作業者
	(10) 単純労働者	(11) 保安職業従事者	(12) サービス職業従事者
	(13) 分類不能の職業	(14) 無職	

記入上の注意事項

- 1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。なお、第一種銃猟免許を受けた者がライフル銃及び散弾銃を使用せずに空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。)を使用する場合は、第二種銃猟免許に係る登録を申請すること。
- 2 文字はかい書で明瞭に記入すること。
- 3 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cmメートル、横2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。
- 4 「1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類等」の狩猟免許の種類及び猟具の種類並びに「2 狩猟をしようとする場所」は該当するものを○で囲むこと。また、第二種銃猟免許に係る登録の場合に限り、所持する免許の種類に○にシ印を付すこと。
- 5 「4 銃砲所持許可証の番号及び交付年月日」は、銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記入すること。
- 6 「6 職業」は、職業を具体的に記入し、さらに職業分類の該当番号を○で囲むこと。
- 7 ※印欄には、申請者は記入しないこと。

様式第9号(第8条関係)

※整理番号	※登録番号	無
	※狩猟免許の区画	無
※放鳥獣猟区の区画の有無	※放鳥獣猟区の区画の有無	無
	※放鳥獣猟区の区画の有無	無

(表面)

狩猟者変更登録申請書

埼玉県知事様

年 月 日

写真

ふりがな (自署又は記名押印)

生年月日 年 月 日

住所 〒 年 月 日

電話番号

狩猟者登録番号 種類 猟号

狩猟者登録証の交付年月日 年 月 日

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第2項の規定により、変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 変更しようとする事項、年月日及びその理由

変更しようとする事項 狩猟免許の種類 ・ 狩猟をする場所

変更しようとする年月日 年 月 日

変更の理由 納税証紙

収入証紙

2 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類等(変更がある場合のみ記入)	所持する狩猟免許の内容			
狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類・使用する猟具	都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号	交付年月日
	都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号	交付年月日
網 猟 免 許	都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号	交付年月日
	都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号	交付年月日
わな 猟 免 許	都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号	交付年月日
	都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号	交付年月日
第一種銃猟免許に係る登録	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日
	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日
第二種銃猟免許に係る登録	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日
	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日

(裏面)

3 変更しようとする場所(変更がある場合のみ記入)

(1) 埼玉県の区域全部 (2) 放鳥獣猟区の区域

4 免許の効力の停止の有無(「ない」とある場合には「ある」と記入し、かつ、ある場合には、その停止の期間を記載すること。)

5 銃砲所持許可証の番号及び交付年月日(第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許への変更の場合)

第一種銃猟免許	銃砲所持許可証の番号	号	交付年月日	年 月 日
散弾銃	銃砲所持許可証の番号	号	交付年月日	年 月 日
空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可証の番号	号	交付年月日	年 月 日
第二種銃猟免許(空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。))	銃砲所持許可証の番号	号	交付年月日	年 月 日

6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項

共 済 事 業	法 人 名	対 象 損 害	給 付 額	被共済者期間
	保 険 会 社 名	対 象 損 害	保 険 金 額	被 保 険 期 間
損 害 保 険 契 約				
資 産 保 有				

7 職業

(1) 専門的・技術的職業従事者 (2) 管理的職業従事者 (3) 事務従事者

(4) 販売従事者 (5) 農林業従事者 (6) 漁業従事者

(7) 採鉱・採石従事者 (8) 運輸・通信従事者 (9) 技能工・生産工程従事者

(10) 単純労働者 (11) 保安職業従事者 (12) サービス職業従事者

(13) 分類不能の職業 (14) 無職

記入上の注意事項

1 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。なお、第一種銃猟免許を受けた者がライフル銃及び散弾銃を使用せずに空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。)を使用する場合は、第二種銃猟免許に係る登録を申請すること。

2 文字はかい書で明瞭に記入すること。

3 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cmメートル、横2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

4 「2 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類等」の狩猟免許の種類及び猟具の種類並びに「3 変更しようとする場所」は該当するものを○で囲むこと。また、第二種銃猟免許に係る登録の場合に限り、所持する免許の種類に○にシ印を付すこと。

5 「5 銃砲所持許可証の番号及び交付年月日」は、銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲I丁について記入すること。

6 「7 職業」は、職業を具体的に記入し、さらに職業分類の該当番号を○で囲むこと。

7 ※印欄には、申請者は記入しないこと。

様式第十号 (一) 中「氏名」⑩」や「氏名 (自署又は記名押印)」は「銃猟禁止区域、銃猟制限区域」や「特定猟具使用禁止区域、特

定猟具使用制限区域」は

9 捕獲等又は採取等に従事する者の所持する狩猟免許及び狩猟者登録証の種類・番号・交付年月日	狩猟種類	
	狩猟種番	
	交付年月日	

9 捕獲等又は採取等に従事する者の所持する狩猟免許及び狩猟者登録証の種類・番号・交付年月日	狩猟種類	
	狩猟種番	
	交付年月日	

狩猟種類	
狩猟種番	
交付年月日	

同様式別紙を次のように改める。

「記載する」や「記入する」に代る

別紙

鳥獣捕獲等許可申請者名簿

住所	氏名	職業	生年月日	狩猟免許				狩猟者登録証				銃器を使用して捕獲しようとする場合銃所持許可証		
				種類	知事名	番号	交付年月日	種類	知事名	番号	交付年月日	番号	交付年月日	

様式第十号(二)中「氏名(白署又は記名推印)」を「氏名(白署又は記名推印)」に改める。

様式第十一号中「名 称 代表者氏名」を「名 称 代表者氏名(白署又は記名推印)」に改め、同様式別紙を次のように改める。

別紙

従 事 者 名 簿

住 所	氏 名	職 業	生 年 月 日	狩 猟 免 許				狩 猟 者 登 録 証				銃 器 を 使 用 し て 獵 獲 し よ う と す る 場 合 銃 砲 持 許 可 証	
				種 類	知 事 名	番 号	交 付 年 月 日	種 類	知 事 名	番 号	交 付 年 月 日	番 号	交 付 年 月 日

様式第十五号を削り、様式第十四号中「㉝」を「㉞」を「㉟」を「㊱」を「㊲」を「㊳」に改め、同様式を様式第十五号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第16号(第8条関係) 特定猟具使用制限区域内捕獲等承認申請書 年 月 日

埼玉県知事 様 申請者 住 所 名 業 (自署又は記名押印) 年 月 日
 氏 職 生 年 月 日 電 話 番 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第35条第4項の規定により、特定猟具使用制限区域内での当該区域に係る特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を行うとする特定猟具使用制限区域の名称	
2 特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を行うとする年月日	

(注) 狩猟者登録証の写しを添付すること。

様式第十三号中「氏名(自署又は記
 号)」に改め、同様式を様式第十四号とする。
 様式第十二号中「氏名(自署又は記
 号)」に改め、同様式を様式第十三号とし、様式第十一号の次に次の一様式を加
 える。

様式第12号(第8条関係)

対象狩猟鳥獣捕獲等承認申請書

年 月 日

埼玉県知事 様

申請者

住 所 (自署又は記名押印)
 氏 名
 職 業
 生年月日
 電話番号

年 月 日

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第11条の2第2項の規定により、
 対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認を受けたので、次のとおり申請します。

1 捕獲等しようとする区域 の名称	
2 捕獲等しようとする対象 狩猟鳥獣の種類	
3 捕獲等しようとする 年月日	

(注) 狩猟者登録証の写しを添付すること。

附 則

この規則は、平成十九年四月十六日から施行する。

告 示

埼玉県告示第六百三十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律
 第七号)第十条第一項の規定により特定
 非営利活動法人を設立しようとする者か
 ら、次のとおり申請書が提出されたので、
 同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、
 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及
 び翌事業年度の事業計画書及び収支予算
 書を申請のあった日から二月間、総務部
 NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創
 造センターにおいて備え置く方法並びに
 インターネットを利用する方法(埼玉県
 NPO情報ステーション([http://www.
 satamaken-npo.net/](http://www.satamaken-npo.net/)))により縦覧に供す
 る。

平成十九年四月十三日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日
 平成十九年四月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の
 名称
 特定非営利活動法人川越子育てサ
 ークル連絡協議会

三 代表者の氏名
 鈴木 静

四 主たる事務所の所在地
 埼玉県川越市大字的場二千四百四十

番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、市内における子育てサ
 ークルの育成を図り、連携を図ると共
 に、子育てにおける社会的基盤の整備
 を通して、誰もが地域において豊かな
 子育てができる事を目指す

埼玉県告示第六百四十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届
 出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとお
 り縦覧に供する。

平成十九年四月十三日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ドン・キホーテ所沢宮本町店

所沢市宮本町二丁目二十五番十一号

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者及び大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 成沢 潤治

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号 新宿住友ビル三十五階

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年十一月二十二日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、六一四平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

駐車場 位置 図面省略 収容台数 合計 八五台

駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場 位置 図面省略 収容台数 合計 七二台

荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設 位置 図面省略 合計 三六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物保管施設 位置 図面省略 容量 合計 一二・〇立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

二十四時間営業

来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場 位置 図面省略 出入口一箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

六時から二十二時

ト 届出年月日

平成十九年三月二十日

二 縦覧期間

平成十九年四月十三日から平成十九年八月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年四月十三日から平成十九年八月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百四十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月十三日

埼玉県知事 上田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

志木ファイブ

志木市本町五―二千百十九―八 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の設置者の名称及び代表者の氏名変更

(変更前) 第一生命保険相互会社 代表取締役 森田富治郎

(変更後) 第一生命保険相互会社 代表取締役 齋藤勝利

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名変更

(変更前) 株式会社ダイエー 代表取締役 高木邦夫 外二十社

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一

(変更後) 株式会社ダイエー 代表取締役 西見徹 外十九社

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一

ハ 変更年月日

平成十八年七月十一日

二 届出年月日

平成十九年三月二十九日

二 縦覧期間

平成十九年四月十三日から平成十九年八月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年四月十三日から平成十九年八月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百四十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

志木ファイブ

志木市本町五―二千百十九―八 外

ロ 変更の概要

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 荷さばき施設 位置 図面省略 四一三平方メートル

(変更後) 荷さばき施設 位置 図面省略 三一五平方メートル

廃棄物保管施設の位置及び容量

(変更前) 廃棄物保管施設 位置 図面省略 合計 一三七立方メートル

(変更後) 廃棄物保管施設 位置 図面省略 合計 九五立方メートル

ハ 変更年月日

平成十九年十一月三十日

二 届出年月日

平成十九年三月二十九日

二 縦覧期間

平成十九年四月十三日から平成十九年八月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年四月十三日から平成十九年八月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百四十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品 久喜店

久喜市中央一丁目十五番地五十八 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後八時

(変更後) 午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時四十五分から午後八時十五分

(変更後) 午前八時四十五分から午後十時

ハ 変更年月日

平成十九年四月一日

ニ 届出年月日

平成十九年三月二十七日

二 縦覧期間

平成十九年四月十三日から平成十九年八月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年四月十三日から平成十九年八月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百四十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カンセキわし宮店

北葛飾郡鷲宮町鷲宮三丁目二十六番六号 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後七時三十分

(変更後) 午前八時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時四十五分から午後八時

(変更後) 午前七時四十五分から午後九時三十分

荷捌きを行うことができる時間

(変更前) 午前九時四十五分から午後七時

(変更後) 午前七時四十五分から午後七時

ハ 変更年月日

平成十九年四月一日

ニ 届出年月日

平成十九年三月二十七日

二 縦覧期間

平成十九年四月十三日から平成十九年八月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。
イ 意見書提出期間
平成十九年四月十三日から平成十九年八月十三日まで
ロ 意見書提出先
埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百四十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、
中条星宮土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとお
り届出があった。
平成十九年四月十三日

職名 氏名 住所
監事 海澤佳匡 行田市大字南河原一八八八番地二
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六百四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、
江袋溜井土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとお
り届出があった。
平成十九年四月十三日

職名 氏名 住所
理事 高橋堅造 熊谷市上根四八二番地
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六百四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、
妻沼西南土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及

び住所について、次のとおり届出があった。
平成十九年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
一 就任	石川 巧一	熊谷市永井太田四四〇番地
理事	吉場 巧一	飯塚七九五番地
	吉田 稔	八木田五三七番地
	柿沼 昌夫	弥藤吾一五〇八番地
	根岸 昇	原井一二七番地
	前原 資仙	飯塚四一七番地
	間島 正夫	市ノ坪一八番地二
	塚田 峰夫	西野三六八番地一
	堀越 利雄	弥藤吾二〇二五番地
	黒澤 一郎	飯塚一八九三番地
	永島 紀男	上江袋七二二番地一
	田中 政一	同 二〇八番地二
	森 新一	弥藤吾二四〇九番地
	宮澤 新一	永井太田一〇四一番地
	田野 雅己	同 男沼二〇番地一
	坂本 政明	上江袋一三一五番地
	小沼 浩之	同 下増田七九番地
	鈴木 進	飯塚一七九九番地
	大岡 博	同 八木田一六九番地
	小林 七郎	同 東別府二二二二番地
	鈴木 正男	同 道ヶ谷戸二二九番地二
	須藤 和彦	同 深谷市堀米二〇四番地
監事	井田 文雄	熊谷市弥藤吾一四八三番地一
	前原 久男	同 飯塚八八八番地
	川田 光治	同 上江袋一三四二番地
二 退任		

理事	増田一郎	熊谷市市ノ坪二二五番地一
同	金井勘一郎	同 上江袋二八〇番地
同	笹井衛	同 原井一〇五番地
同	前原資仙	同 飯塚四一七番地
同	坂本榮	同 上江袋一三〇三番地二
同	永島一郎	同 七四四番地
同	吉場巧一	同 飯塚七九五番地
同	間島正夫	同 市ノ坪一八番地二
同	相川榮三	同 弥藤吾一八九二番地一
同	柿沼昌夫	同 一五〇五番地
同	吉田稔	同 八木田五三七番地
同	大月榮一	同 二六七番地
同	秋山布男	同 飯塚一五六二番地
同	黒澤辰雄	同 一六八六番地一
同	奈良原勝吉	同 男沼八四二番地
同	塚田峰夫	同 西野三六八番地一
同	田沼實	同 永井太田一二六七番地
同	田沼明利	同 同 四六九番地一
同	青木義雄	同 弥藤吾二四一一番地
同	発師平作	同 深谷市堀米一九一番地
同	丸岡俊夫	同 熊谷市東別府三三四四番地一
同	小沼千三	同 下増田二九番地一
同	川田勇	同 上江袋三八四番地
同	石川榮一	同 永井太田四四〇番地
同	井田文雄	同 弥藤吾一四八三番地

埼玉県告示第六百四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、
清算法人男沼門樋悪水路土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所につ
いて、次のとおり届出があった。

平成十九年四月十三日

職名	氏名	住所	埼玉県知事
同	萩原茂男	熊谷市永井太田一二六一番地一	上田清司
同	高柳淳	同 男沼二〇二番地	
同	原口加喜千	同 出来島一二〇番地	

埼玉県告示第六百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用す
る同法第十八条第十六項の規定により、平成十八年十一月十四日解散認可した熊谷
市清算法人男沼門樋悪水路土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所につ
いて次の通り届出があった。

平成十九年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所

氏名	住所
中里 剛	熊谷市男沼六〇番地一
飛田之男	同 五八九番地一
岩瀬計夫	同 一五五番地
神山明	同 出来島六五番地
常見満福	同 男沼九番地
青木罔夫	同 間々田五二四番地
青林伸光	同 六二二番地六
横倉貞之	同 二〇二番地
田沼貞夫	同 永井太田一三二五番地一
島山徳司	同 一四三二番地
小林敬正	同 深谷市江原八九五番地一
高橋清	同 熊谷市妻沼台一二八番地
森一男	同 九〇〇番地
森英雄	同 弥藤吾二四〇三番地

埼玉県告示第六百五十九号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年四月十三日

埼玉県長 中村 健二

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

工事執行管理システム運用管理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期間

契約締結日から平成20年3月28日(金)まで

(4) 履行場所

埼玉県県土整備部技術管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 平成14年4月1日から平成19年3月31日までに、地方公共団体等において同等規模のシステムを運用管理した実績を有すること。

(4) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県土整備

部技術管理課建設IT担当 中村 一之、荻原 健次 電話048-830-5199

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成19年4月20日(金)午後5時まで 上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 職員会館地階 B02会議室

イ 日時

平成19年4月27日(金) 午前10時

ウ その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた金額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた金額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した必要な書類を所定の期日までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

- (4) 契約書作成の概要
- (5) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格
設定する。(調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)
- (7) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

工事執行管理システム運用管理業務委託に関する入札公告関係法令集

地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者でない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後二年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑とし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 競争入札又は売り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくして契約を履行しなかつた者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者としてできる場合)

第百六十七条の十の二

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして著しく不相当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者としてすることができる。

埼玉県財務規則

(一般競争入札の入札保証金)

第九十三条 政令第百六十七条の七に規定する規則で定める入札保証金の率は、見積金額の百分の五以上とする。

2 次に掲げる場合には、一般競争入札の入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 入札に参加しようとする者が保険会社との間に保を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- 二 入札に付する場合において、政令第百六十七条の五に規定する資格を有する者で国(日本郵政公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じとする契約を過去二年の間に数回以上すべて誠実に履行したものであることとなるおそれがないと認められるとき。
- 三 その他前号に準ずる場合であると、知事が認めるとき。
- 3 一般競争入札保証金は、入札の終了後、これを選付する。ただし、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。

(契約保証金)

第八十一条 政令第百六十七条の十六第一項に規定する規則で定める契約保証金の率は、次のとおりとする。

- 一 一般競争入札による契約については、契約金額の百分の十以上
- 二 指名競争入札による契約又は随意契約については、契約金額の百分の一以上
- 2 次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
 - 一 契約の相手方が保険会社との間に保を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。
 - 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - 三 政令第百六十七条の五又は第百六十七条の十一に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、

その者が国(日本郵政公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去二年の間に数回以上すべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められたとき。

(入札の無効)

第九十七条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- 一 入札者の押印のない入札書によるもの
- 二 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書によるもの
- 三 押印された印影が明らかでない入札書によるもの
- 四 入札に参加する資格のない者がしたのもの
- 五 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
- 六 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたのもの
- 七 代理人で委任状を提出しない者がしたのもの
- 八 他人の代理を兼ねた者がしたのもの
- 九 二以上の入札書を提出した者がしたのもの又は二以上の者の代理をした者がしたのもの

(予定価格)

第九十四条 一般競争入札に付する場合においては、予定価格調査により予定価格を定め、これを封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

２ 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額として定めなければならない。ただし、一定期間継続して行なう製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

３ 予定価格は、取引価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長さ等を考慮して定めなければならない。

入札説明書

この入札説明書は、埼玉県が発注する工事執行管理システム運用管理業務委託に係る一般競争入札に関し、当該入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- | | |
|----------|--|
| (1) 件名 | 工事執行管理システム運用管理業務委託 |
| (2) 委託内容 | 工事執行管理システム運用管理業務
(詳細は工事執行管理システム運用管理業務委託仕様書参照) |
| (3) 履行場所 | 埼玉県県土整備部技術管理課が指定する場所 |
| (4) 履行期間 | 契約締結日から平成20年3月28日まで |
| (5) 入札方法 | 一般競争入札 |

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 平成14年4月1日から平成19年3月31日までに、地方公共団体等において契約金額が一千万円以上で同等規模のシステムを運用管理した実績を有すること。
- (4) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札参加資格の付与

- (1) 本件入札に参加できる者は後記②の申請を行い、本件入札に係る参加資格の確認を受けた者に限る。
- (2) 入札参加資格の確認
入札に参加を希望する者は、入札参加資格を有することを証明する書類として、次に掲げる書類各1部を指定の期限までに提出し、入札参加資格の確認を得なければならない。また、本県の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、入札参加者の負担において説明をしなければならない。

また、入札参加資格の確認結果は、平成19年4月25日(水)までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| ア 提出書類 | 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1) |
| イ 提出期限 | 平成19年4月20日(金)午後5時まで |
| ウ 提出場所 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県庁 本庁舎 3階 |

埼玉県土整備部技術管理課 建設IT担当

- (3) 確認通知書の交付を受けている競争入札参加者であっても、入札日において入札参加資格を満たしていない者は、入札に参加する資格を有しない。

4 入札説明会

本件入札において入札説明会は開催しない。

5 質問及び回答

- (1) 入札説明書等の問い合わせ先
埼玉県土整備部技術管理課
建設IT担当 中村(なかむら)、萩原(おぎわら)
電話 048-830-5199(直通)
メールアドレス a5190-06@pref.saitama.lg.jp

(2) 質問方法

入札説明書等に対する質問方法等は、次による。

なお、入札後、仕様書等についての不知、不明を理由として、異議を申し立てることができない。

ア 質問の受付

質問は、平成19年4月13日(金)から平成19年4月20日(金)の午後5時まで、質問書(様式第4号)を前記4(1)のメールアドレスあてに、電子メールにより提出する。

上記方法により提出された質問の趣旨を確認するため、質問者に電子メールまたは電話により聞き取りを行うことはあるが、質問期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。ただし、入札手続など事務手続に関する質問はこの限りではない。

イ 質問への回答

平成19年4月25日(水)午後5時まで、県庁ホームページの技術管理課掲示板にて質問事項と回答内容を公表する。

6 入札手続に関する事項

- (1) 入札者又はその代理人は、入札説明書、仕様書、契約書(案)及びその他添付資料を熟知のうえ、入札しなければならぬ。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 平成19年4月27日(金) 午前10時

イ 場 所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

職員会館 地階 B02会議室

(3) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の確認通知書を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 提出書類

ア 入札保証金を納付すべき者にとってはその納付書兼領収書又は入札保証保険証券を、初度入札時に入札書とともに提出すること。

イ 落札者以外の入札保証金は入札後に還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ、振込先、口座番号等を記載した請求書を用意すること。

ウ 代理人をして入札する場合は、委任状を提出すること。

エ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(6) 入札回数

ア 再度入札は1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札によってもなお落札者がいないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結することができる。

(7) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(8) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

(9) その他

ア この公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書を書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

7 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額(入札書に記載する金額(見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額)ではないので注意すること。)の100分の5(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)の入札保証金を納付しなければならない。

ア 納付方法

入札参加資格がある旨の確認通知に同封する納付書兼領収書等により、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込むこと。

イ 納付期限

平成19年4月26日(木)

(2) 入札保証金の納付について、次に掲げる事項に該当する場合は、免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を入札書とともに提出した者

イ 過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と同規模の業務委託を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者で、確認申請書に該当建設工事の契約書の写し及び業務検査結果通知等履行を証明するものの写しを添付し、入札参加資格がある旨の確認通知に入札保証金の納付を減免する旨の記載のあった者

(3) 入札保証金は、入札の終了後、入札に参加した者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付する必要がある契約保証金があるときは、これに充当する。なお、落札者がその責に帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は還付しない。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札
- (2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- (3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (4) 入札参加資格のない者がした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

- (6) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 郵便、電報、電話及びフネクシミリによる入札
 - (11) 明らかに連合によると認められる入札
 - (12) その他公告に示す事項に反した者がした入札

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (4) 落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、次点の者と随意契約を行う。

(5) 本件調達に地方自治法施行令第167条の10の2第2項に基づく低入札調査価格制度を適用する。落札者の決定に係る調査基準価格の105分の1000の価格未満の入札を行った競争入札参加者は、その調査に当たっては協力しなければならない。

10 契約保証金

(1) 落札者は契約金額の100分の10(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付については、次に掲げるとおり免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結し、その保険証券を提出した者

イ 過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と、契約金額がおおむね1千万円以上の同種業務委託契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者で、確認申請書に該当業務契約書の写し及び完成検査結果通知等履行を証明するものの写しを添付し、入札参加資格がある旨の確認通知に契約保証金の納付を免除する旨の記載のあった者

(3) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

11 契約書

(1) 契約に当たっては、契約書を作成する。この場合において、双方が記名押印することにより当該契約は成立する。

(2) 契約書の内容は、別紙契約書(案)のとおりとする。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。

(4) 契約書作成に要する一切の費用は、落札者の負担とする。

(5) 落札者は、決定の通知が落札者に到達した日から5日以内に契約を締結しなければならない。期間内に契約締結に応じないときは、契約の相手方となる資格を失う。ただし、本県が特に理由があると認めた場合は、この限りではない。

(6) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

12 契約条項・支払条件

別添契約書(案)のとおり

13 その他

(1) 入札及び契約に係る費用

本件入札に係る一切の費用は、入札者の負担とする。

(2) 目的外使用の禁止

この入札説明書の交付を受けた者は、埼玉県から提供を受けた入札関連の文書を、

- 第三者に漏らしたり、本件入札及び契約等以外の目的に供してはならない。
- (3) 関連法令等
本件入札の執行については、地方自治法、同施行令、埼玉県財務規則等関係法令の定めにより行う。
- (4) 監督及び検査は、契約条項に定めるところにより実施する。

別紙様式 1
—— 入札競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

埼玉県知事 上田清司 様

住所及び所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

下記の一般競争入札に参加したいので、必要な書類等を添えて入札参加資格の確認を申請します。
なお、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 平成19年 4月 日
- 2 物品等又は特定役務の名称
工事執行管理システム運用管理業務委託
- 3 連絡先
(1) 担当者所属・氏名 _____
(2) 電話番号 _____
4 添付書類等
・ 同等規模のシステム運用管理業務における契約書の写し及び検査完了通知書等の写し
- 5 入札保証金納付に関する希望等
(1) 入札保証金納付について免除を希望する場合には、下記ア・イのいずれかに○を付けること。
ア 入札説明書の7(2)アに該当するため。
(注) この場合には、入札参加資格を認められた後、保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、別紙様式6の「保証保険証書納付書」に必要な事項を記入のうえ、入札日までに当該保険証書を提出すること。
イ 入札説明書の7(2)イに該当するため。
(注) この場合には、該当する契約書の写し及び検査完了通知書等の写しを添付すること。
(2) 入札保証金を納付する場合には、下記ア・イのいずれかに○を付けること。
ア 入札日までに、埼玉県が発行する納付書兼領収書により指定金融機関から納付する。
イ 開札日に現金で納付する。

別紙様式 2-1 (入札参加者本人が入札する場合)

入札書

平成 年 月 日

埼玉県知事 上田清司様

入札参加者

住所及び所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

埼玉県が発注する下記業務を、入札説明書に従って供給するものとし、入札に関する一切の条件を承知の上、下記の金額で入札します。

記

名称 工事執行管理システム運用管理業務委託

金額	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(必ず¥マークを入れること。)

(消費税を含まず)

別紙様式 2-2 (代理人が入札する場合)

入札書

平成 年 月 日

埼玉県知事 上田清司様

入札参加者

住所及び所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

上記代理人

職・氏名

印

埼玉県が発注する下記業務を、入札説明書に従って供給するものとし、入札に関する一切の条件を承知の上、下記の金額で入札します。

記

名称 工事執行管理システム運用管理業務委託

金額	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(必ず¥マークを入れること。)

(消費税を含まず)

委任状

平成 年 月 日

埼玉県知事 上田清司様

入札参加者

住所及び所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

私は、 _____ 印 を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

平成19年4月27日(金)に埼玉県職員会館B02会議室において施行される工事
執行管理システム運用管理業務委託の一般競争入札に関する一切の件。

別紙様式4の1

入札保証金納付書									
No.									
納付者	住所	〒							
	ふりがな氏名	印							
金額	十億	千	百	十	万	千	百	十	円
納付理由									
上記のとおり納付します。 年 月 日 埼玉県 県土整備部技術管理課長 様									

別紙様式4の2

入札保証金受領書									
No.									
納付者	住所	〒							
	ふりがな氏名	印							
金額	十億	千	百	十	万	千	百	十	円
受領理由									
上記のとおり受領しました。 年 月 日 埼玉県出納員(分任出納員) 印 上記のとおり還付を受けました。 年 月 日 埼玉県出納局(分任出納員) 様 住所 氏名 印									
注意 この受領書は、入札保証金の払出しの際、引換えに提出していただきますので大切に保管してください。									

別紙様式4の3

入札保証金払出請求書									
No.									
納付者	住所	〒							
	ふりがな氏名	印							
金額	十億	千	百	十	万	千	百	十	円
請求理由									
上記のとおり払出しを請求します。 年 月 日 埼玉県 県土整備部技術管理課長 様									

備考 この様式は、即日払出をしようとする入札保証金について使用する。

別紙様式6の1

保証保険証書納付書									
No.									
納付者	住所								
	氏名	印							
金額	十億	千	百	十	万	千	百	十	円
納付理由									
内訳	保険種別	記号	番号	額面金額					
				円					
				円					
				円					
				円					
納付場所	納期限			年	月	日			
上記のとおり納付します。 年 月 日									
埼玉県 県土整備部技術管理課長 様									

別紙様式6の2

保証保険証書受領書									
No.									
納付者	住所								
	氏名	様							
金額	十億	千	百	十	万	千	百	十	円
受領理由									
内訳	保険種別	記号	番号	額面金額					
				円					
				円					
				円					
				円					
上記のとおり受領しました。 年 月 日									
埼玉県出納員(分任出納員) 印									
上記のとおり還付を受けました。 年 月 日									
埼玉県出納局(分任出納員) 様									
住所									
氏名 印									
注意 この受領書は、入札保証金の払出しの際、引換えに提出していただきますので大切に保管してください。									

別紙様式6の3

保証保険証書還付請求書									
No.									
納付者	住所								
	氏名	印							
金額	十億	千	百	十	万	千	百	十	円
請求理由									
内訳	保険種別	記号	番号	額面金額					
				円					
				円					
				円					
				円					
上記のとおり還付請求します。 年 月 日									
埼玉県 県土整備部技術管理課長 様									

工事執行管理システム運用管理業務委託契約書(案)

埼玉県(以下「甲」という。)と 〇〇(以下「乙」という。)とは、工事執行管理システム運用管理業務(以下「本件業務」という。)に関し、次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 甲は、本件業務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(本件業務の実施)

第2条 乙は、本件業務を本契約書及び別添「工事執行管理システム運用管理業務委託仕様書」に基づいて履行しなければならない。

2 乙は、本件業務を遂行するに際して、別途定める「SLA協定書」において規定したサービス(以下「対象サービス」という)を提供するものとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、平成19年4月〇〇日から平成20年3月28日までとする。

(委託料)

第4条 委託料は、金 円(消費税及び地方消費税額 円を含む。)とする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、〇〇〇〇〇〇円とする。

(契約保証金を免除する場合は、「契約保証金は、埼玉県財務規則第81条第2項第〇号の規定により免除する。」とする。)

(検査)

第6条 乙は、本件業務を完了したときは、遅滞なく様式1の業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受領したときは、その日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。甲は当該検査の結果、本件業務を合格と認めるときは、その旨を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは、甲の指定する期間内に本件業務の補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合においては前2項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第7条 乙は、前条第2項の検査に合格した後、甲の指示する手続に従って委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項による適法な請求書を受領した日から30日以内に、乙に委託料を支払わなければならない。

(履行期限の延長)

第8条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期限までに本件業務を履行することができないことが明らかになったときは、甲に対して速やかにその理由を明示した書面を提出し、履行期限の延長を申し出なければならぬ。

2 甲は、前項の申し出を受けた場合は、その内容を検討し、正当であると認めるときは、履行期限を延長することができる。

(再委託等の禁止)

第9条 乙は、本件業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により、本件業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせる場合は、本契約書の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負ったものに対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙が本件業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負う。

(管理責任者の選任及び報告)

第10条 乙は、本件業務を遂行するに当たり、管理責任者を選任し、業務処理を行うものとする。

2 乙は、前項の管理責任者を選任したとき及び変更した場合は、甲に対し様式2の管理責任者選任(変更)届により報告するものとする。

(従事者の指揮命令等)

第11条 乙において、乙の従事者に対する業務履行に関する指示、労働時間等の指示、職場秩序の維持確保に関する一切の指揮命令は、前条第1項で定めた管理責任者がこれを行うものとする。

(法令遵守)

第12条 乙は、本件業務を履行するにあたって関係法令、埼玉県個人情報保護条例(平成16年埼玉県条例第65号。以下、「条例」という。)その他の規定に従って行わなければならない。

(善良なる管理者の注意義務)

第13条 乙は、本件業務を遂行するに際して、善良な管理者の注意をもって業務にあたるものとする。

(作業場所、機器等の確保又は準備)

第14条 乙は、本件業務を履行するために必要な作業場所、コンピュータ機器及びその他作業に要する物品等(以下「作業場所等」という。)を、甲の承認のもと乙の責任において確保又は準備しなければならない。

2 乙は、作業場所等を特定し、情報セキュリティに必要な措置を講じなければならない。

(貸与資料等の提供)

第15条 乙は、甲に対し本件業務を行うために必要な(個人)情報が記録された資料等(電磁的記録を含む。以下「貸与資料等」という。)の提供を要求できるものとする。

2 前項の規定により、乙が貸与資料等の提供を受けたときは、甲に対し、提供を受けた貸与資料等が特定できる内容、数量等を記載した借用書を提出しなければならない。

3 前2項の規定は、第9条第1項ただし書の規定により、乙が、本件業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせた場合において準用する。この場合「甲」とあるのは「乙」と、「乙」とあるのは「乙から、本件業務の全部又は一部を委託され、又は請け負った者」と読み替えるものとする。

(利用及び提供の制限)

第16条 乙は、甲の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報情報を本件業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。本件業務を行わなくなった後においても、同様とする。

(複製等の禁止)

第17条 乙は、その取り扱い扱う個人情報情報が記録された資料等の複製、持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合ときは、この限りでない。

(貸与資料等の返還等)

第18条 乙は、本件業務を行わなくなった場合は、貸与資料等(複製したものを含む。)を速やかに甲に返還しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承諾を得た場合は、甲立会いの下に、貸与資料等を廃棄することができる。

3 甲は、第1項の規定により貸与資料等の返還を受けたときは、乙に対し、返還を受けた貸与資料等が特定できる内容、数量等を記載した受領書を交付しなければならない。

4 前3項の規定は、乙が、本件業務を行う上で不要となった貸与資料等について準用する。

5 第1項、第3項及び前項の規定は、第9条第1項ただし書の規定により、乙が、本件業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせた場合において準用する。この場合「甲」とあるのは「乙」と、「乙」とあるのは「乙から、本件業務の全部又は一部を委託され、又は請け負った者」と読み替えるものとする。

(納入場所等への立入り)

第19条 乙は、本件業務の履行のために必要がある場合、甲の立会いの下、納入場所等に立ち入ることができる。

(履行内容等の検査)

第20条 甲は、必要があると認めるときは、乙の本件業務の履行内容及び履行方法に関して口頭、書面又は立入りによる検査を行うことができる。甲は、乙に対し、本件業務の履行に関し必要な指示をすることができる。

2 乙は、前項の検査に協力しなければならない。

(危険負担)

第21条 納入前の成果物に滅失又はき損が生じた場合には、甲の責めに帰すべき場合を除き、その損害は乙の負担とする。

(瑕疵担保)

第22条 甲は、納入された成果物の中に隠れた瑕疵があるときは、引渡し完了日から起算して1年間、乙に対し無償で修正又は補足を請求することができる。ただし、瑕疵の原因が甲の責めに帰すべき場合は、この限りではない。

2 甲は、前項の瑕疵のために、損害が発生した場合は、乙に損害賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の瑕疵のため、契約の目的を達することができなるときは、契約を解除することができる。

4 第2項に規定する賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(権利の帰属)

第23条 本件業務により作成されたプログラム、データ、データベース、書類等(以下「プログラム等」という。)の著作物の所有権、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権・翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利及びその他の権利については、甲は、乙から譲り受け、甲に帰属するものとする。

2 乙は、従来から保有している権利を用いて作成したプログラム等については、著作権及びその他の権利を乙に留保するものとし、乙は、それらを利用して本件業務と同種のプログラム等を作成することができる。

3 乙は、甲に対し、著作者人格権(著作権法第18条(公表権)、第19条(氏名表示権)及び第20条(同一性保持権))を行使することができないものとする。

4 乙は、本件業務の履行及び本件業務の成果物に対して、第三者の知的財産権で紛争が生じた場合、甲の責に帰すべき場合を除き、乙は自己の責任と費用負担によりこれを解決するものとする。

5 甲は、前項の紛争発生を知ったときは、直ちに乙に通知し必要な資料提供など紛争解決に協力するものとする。

(秘密の保持)

第24条 乙は、甲からの貸与資料等(公知の情報を除く。)及び本件業務の履行に関して知り得た甲の情報及び住民・職員等の個人情報を他に漏らし、又は本件業務の履行以外の目的で利用してはならない。

2 乙は、乙の従事者に対して、前項に規定する義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 乙の秘密保持義務は、本契約終了後も継続する。

(安全確保の措置)

第25条 乙は、本件業務を履行する上で取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理に関する定めを作成するなど必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の規定により定めを作成するなど必要な措置を講じたときは、甲に対し、その内容を報告しなければならない。

(安全確保上の問題への対応)

第26条 乙は、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

2 乙は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又はき損その他安全確保に係る場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応(本人に対する適宜の手段による通知を含む。)等の措置を甲と協力して講じなければならない。

(違約金の徴収)

第27条 乙は、第4条に定める期限又は第8条の規定により延長した期限までに本件業務を完了しなかったときは、遅延日数に応じ第3条の委託料の額に年5パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

(契約の変更)

第28条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(契約の解除等)

第29条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) この契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。

(2) 業務を履行しないとき、又は履行期限までに履行の完了が見込まないとき。

(3) 乙が情報漏えい等情報セキュリティ事故を起こしたとき。
 (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項各号の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。

3 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。

(損害賠償)

第30条 乙は、その責めに帰すべき事由によって甲に損害を与えたとき、又は前条第1項の規定により乙が契約を解除されたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(損害のために生じた経費の負担)

第31条 本件業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

(苦情処理)

第32条 乙は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(埼玉県個人情報保護条例の適用等)

第33条 乙は、条例第2条第4項の個人情報ファイル(条例第13条第2項第1号から第10号に掲げる個人情報ファイルを除く。)を作成するときは、あらかじめ、甲に対し、条例第13条第1項各号に掲げる事項に準ずる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 乙は、前項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、その取扱いをやめるとき、又はその個人情報ファイルが条例第13条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、甲に対しその旨を通知しなければならない。

3 乙が取り扱う個人情報については、甲の保有する保有個人情報として条例の適用を受けるものとし、甲が実施機関として条例の定める手続を行うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第34条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保の用に供し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(談合等の不正行為に係る損害賠償)

第35条 この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(3) この契約に関し、乙(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、甲に生じた損害額が前項の規定する賠償金の額を超える場合は、その超える額を、甲の請求に基づき甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙は、前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、請求額に年5パーセントを乗じて得た額を違約金として甲に納付しなければならない。

(契約の費用)

第36条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(定めのない事項等)

第37条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

年 月 日

甲

乙

様式1

業務完了報告書

平成 年 月 日

埼玉県知事 様

所在地

商号又は名称

氏名 印

下記委託業務が、平成 年 月 日に完了したので、工事執行管理システム運用管理業務委託契約書第6条第1項により報告します。

記

委託業務名	工事執行管理システム運用管理業務
履行期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
委託金額	円

様式2

管理責任者選任(変更)届

平成 年 月 日

埼玉県知事 様

所在地

商号又は名称

氏名 印

工事執行管理システム運用管理業務について、下記のとおり、管理責任者を選任(変更)したので、工事執行管理システム運用管理業務委託契約書第10条第2項により報告します。

記

- 1 役職名
- 2 氏名

誓 約 書

SLA 協定書 (案)

私は、_____ のために提供された資料及び業務執行中に知った秘密事項（以下「提供された資料等」という。）につき以下に従って使用・管理することを行います。

本件業務を通じて取り扱う個人に関する情報について、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）第9条（安全確保の措置）、第10条（従事者の義務）、第66条及び第67条（罰則）の規定が適用されることを自覚し、誠実に業務を行います。

- 1 提供された資料等は提供目的のみ使用し、他の目的には使用いたしません。
- 2 提供された資料等は私のみが閲覧し、第三者への閲覧はさせません。また、第三者が閲覧できないよう対策します。
- 3 提供された資料等は、県の許可を得ずに複写いたしません。許可を得て作成した複写物は、提供された資料と同様に取り扱います。
- 4 提供された資料等は、県の指示があったとき及び提供目的が達せられたとき、県の指示に従って返却します。
- 5 提供された資料等の内容については公知の事実となるまでは他言いたしません。
- 6 この誓約内容については、契約終了後も遵守します。

年 月 日

氏名	印
氏名	印
氏名	印

※この様式は、本契約第25条（安全確保の措置）等に基づき、乙の従事者が乙あてに提出し、乙はその写しを県あてに提出するものです。

埼玉県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）が平成19年 月 日に締結した工事執行管理システム運用管理業務委託契約（以下、「本契約」という。）第2条2項の規定に従って、甲と乙は次の条項によりサービスマイル等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(総則)

第1条 本協定は、本契約の一部を為すものである。したがって、本協定のすべての条項は、本契約の主旨に従い解釈されなければならない。
第2条 本協定は、特段の定めがない限り、本契約の一部又は全部が解除されたときは、その当該部分が失効するものとする。
第3条 本協定は、特段の定めがない限り、本契約が終了したときは、終了するものとする。

(サービスマイル基準)

第2条 本契約に基づき乙が提供するサービスマイルの項目及び基準数値（以下「サービスマイル基準」という。）については、別紙1に定めるところによる。

(サービスマイル実施計画書)

第3条 乙は、本協定締結後、サービスマイルの履行に関する計画書（以下「サービスマイル実施計画書」という。）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
第2条 甲は、サービスマイル実施計画書の内容が本協定の規定に合致する場合に限り、これを承認するものとする。
第3条 前2項の規定は、サービスマイル実施計画書の内容を変更する場合に準用する。

(サービスマイル実施報告書)

第4条 乙は、サービスマイル実施計画書に定めるところにより、各サービスマイル基準の実施結果について報告書（以下「サービスマイル実績報告書」という。）を作成し、各月末までの実績を翌月の甲が指定する日までに甲に提出する。
第2条 前項の規定に関わらず、甲は、甲が特に必要と認めるサービスマイル項目の実施結果について自ら測定を行うことができる。

(定例会)

第5条 甲及び乙は、個別のサービスマイルごとに甲乙双方の構成員から組織される定例会を設置し、以下の事項につき原則として毎月1回、定期的に協議を行うものとする。

- 1 サービスマニッシュ基準の達成状況
- 2 対象サービスマニッシュの運用方法に対する改善策、対応方針

(判定)

第6条 甲は、サービスマニッシュ報告書を基にサービスマニッシュ基準を達成できたかどうかの判定を行う。

- 2 判定に使用する数値の計算方法等は、別紙に定めるところによる。
- 3 甲は、判定に際し学識経験者等の意見を聴くことができる。

(サービスマニッシュ基準未達成の場合の対応)

第7条 前条の判定の結果、乙が別紙に定めるサービスマニッシュ基準を達成できなかった場合、乙は甲に改善計画を提出し、甲の承認を受けた後、改善計画を実施する。

(サービスマニッシュ基準の見直し)

第8条 甲及び乙は、サービスマニッシュ基準の達成状況、未達成の場合にはその改善の可能性及びその方法・費用等を総合的に勘案し、サービスマニッシュ基準の変更が必要と認める場合には、サービスマニッシュ基準の見直し及びその際の条件を決定することができる。

(費用負担)

第9条 本協定締結及び履行（甲が行う判定に関するものを除く。）に当たり必要となる費用は乙の負担とする。

(協定外事項等の協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して甲乙間に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、解決するものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれ1通を所持する。

平成 年 月 日
 甲（委託者） 住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
 氏名 埼玉県
 代表者 埼玉県知事 上田 清司

乙（受託者） 住所
 氏名
 代表者

【別紙】

No	項目	サービスマニッシュ設定項目	基準値(年当たり)	協定値	重要度
1	①業務打合せ	サービスマニッシュ内容 a) 定例会実施遵守率 期間内に運用報告等をまとめ定例会を行うことができた割合 ※発注者の指示により開催日を指定した場合を除く	基準値(年当たり) 遵守件数÷定例会回数 毎月末まで	90%以上	中
2	②システムアップロード	b) 議事録の提出 期間内に議事録の提出を行うことができた割合	遵守件数÷打合せ回数 打合せ後10日以内	100%	中
3	③セキュリティ対応	c) 改善要求から対策案提供までの時間遵守率 県からシステム運用に関する改善要求があった日から、指定する期限内にその対策と作業量を提案することができた割合 d) 計画期間内の作業完了率 上記e)で提案された対策のうち、県から作業実施指示後、計画期間内に当該作業が完了した割合 ※作業中に仕様変更が生じた場合を除く	対象遵守件数÷完了作業件数 リリース予定日まで(開発期間は1ヶ月程度を予定)	80%以上	低
4	④セキュリティ対策の実施回数	a) セキュリティ対策の実施回数 ソフトウエア、ファームウエア、ドライバ、パッチ等のセキュリティに関する更新の実施回数 b) 情報提供依頼遵守率 県がソフトウエア、ファームウエア、ドライバ、パッチ等の改良版の情報提供、及び保守、技術に関する情報提供を求めた時に規定の期間内に返答できた割合 ※システム適用検証作業が必要な項目は除く	遵守件数÷問い合わせ件数 翌々営業日の17時まで	100%	中
5	⑤セキュリティ対策の情報提供	c) セキュリティ対策の情報提供 システムに対する不正アクセスやセキュリティホールに関する情報を収集し、定例会までに報告できた回数 d) 計画期間内の作業完了率 上記e)で報告した内容のうち、県から緊急を要する指示を受けたセキュリティホールに対して規定時間内に対策が完了した割合 ※システム検証作業を含める	遵守件数÷対策件数 20営業日後の17時まで	100%	高
6	⑥セキュリティ対策の発生確認	a) 一次切り分け所要時間遵守率 障害発生確認後、規定時間内に一時切り分けを行うことができた割合 ※操作手順書に記載された原因特定の情報収集は発注者側作業とする。	遵守件数÷障害件数 1営業日後の17時まで	80%以上	高
7	⑦対策実施所要時間遵守率	b) 対策実施所要時間遵守率 障害発生確認後、規定時間内にその恒久的な対策、又は暫定措置を実施することができた割合 ※操作手順書に記載されたモジュール適用作業等は発注者側作業とする。	遵守件数÷障害件数 3営業日後の17時まで	90%以上	中
8	⑧恒久的対策計画作成所要時間	c) 恒久的対策計画作成所要時間 障害の恒久的対策に時間がかかる場合、その対策の作業スケジュール及び作業内容の提示 ※原因が特定できない時は、調査計画の提示にかかる時間とする	遵守件数÷問い合わせ件数 10営業日後の17時まで	80%以上	中
9	⑨ヘルプデスク応答所要時間	a) ヘルプデスク応答所要時間 営業時間内の電話に対して、規定時間内に聞き取り等の対応を開始することができた割合	遵守件数÷問い合わせ件数 営業2時間以内	100%	中
10	⑩一回回答所要時間遵守率	a) 一回回答所要時間遵守率 状況の聞き取りから、規定時間内に操作方法等を県に提示することができた割合	遵守件数÷問い合わせ件数 1営業日後の17時まで	80%以上	中
11	⑪依頼ドキュメント提出遵守率	a) 依頼ドキュメント提出遵守率 仕様書記載の資料作成について業務完了までに提出できた割合	遵守件数÷作成ドキュメント数	100%	中

工事執行管理システム運用管理業務委託仕様書

1 総則

この特記仕様書は、工事執行管理システム運用管理業務委託に関し、必要な事項を定める。なお、契約書及び仕様書に定めのない事項であっても、業務の運営、管理上必要と認められる事項については、甲乙協議により業務範囲内で履行するものとする。

2 業務対象

- (1) 業務の対象は、工事執行管理システムの運用保守全般とし、発注者側作業と決められた範囲を除くものとする。
- (2) 発注者側作業と決められた範囲は以下のとおりとする。
 - 1) 利用者からの問い合わせに対する一次受付
 - 2) システム管理機能を利用して対応出来る軽微なコード修正
 - 3) ユーザー情報の更新作業
 - 4) 保守管理計画書に定められた軽微なシステム点検業務
 - 5) その他、教育指導を受けることにより専門的知識を要しない日常的な作業

3 業務内容

- (1) 業務打合せ

月1回以上、システム運用保守作業についての報告と業務改善について提案をおこなう。
- (2) システムアップデート

要領改定、運用改善要望等によるソフトウェア改修作業および全体動作確認作業をおこなう。改修項目については別添改修要望書の内容を参考に甲乙協議により決定する。

システム機能に変更があったとき、必要に応じて技術管理課職員を対象としたシステム機能説明、操作教育等を行うこと。
- (3) セキュリティ対応

システムのセキュリティ保持に係る必要な対策を行うこと。OS、各種ミドルウェアのセキュリティパッチの適用作業および動作検証作業をおこなう。

また、システムに関する不正アクセスやセキュリティホール情報の収集し、その対策について定期的に報告する。
- (4) システム障害対応

システムに障害が発生した場合、直ちに復旧作業を行いシステムへの影響を最小限とするよう努めるとともに、原因究明を行い同様の障害が発生することのないよう対策を図る。

障害の原因が機器障害や関連システム障害等、本委託業務の管理する範囲外に起因する場合は、関係者に対して直ちに適切な措置をとるよう連絡・助言すること。障害の発生がない場合でも月1回以上、システムの稼働状況点検を実施する。

(5) システム運用支援

ヘルプデスクを設置し、発注者側システム担当者（県土整備部技術管理課職員）からの質問及び障害報告について電話、Eメールにて受け付ける。

また、利用者から収集した質問やトラブルについてはQ&Aにまとめ報告する。

(6) 資料の作成

運用保守作業結果を元に業務改善提案を作成し、次年度維持管理業務作業量を算定する。

また、システム変更等に伴う設計書・マニュアル等を整備する。

4 実施計画書

- (1) 乙は、本件業務を行うに先立って、実施体制、実施方法、スケジュール等を記した実施計画書を作成し、甲に提出し、甲の承認を得なければならない。実施計画書を変更する場合も同様とする。
- (2) 甲は、乙から提出された実施計画書に対して必要な指示をすることができる。

5 従事者の報告

- (1) 乙は、本件業務に関わる要員の一覧表を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。要員に変更があった場合も同様とする。
- (2) 乙は、本件業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、秘密の保持、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）第9条、第10条、第66条及び第67条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書（別記様式）の提出を受けなければならない。
- (3) 乙は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、甲に対し、その写しを提出しなければならない。
- (4) 乙は、本件業務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第23条第1項により講ずることとした措置の周知その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- (5) 乙は、前項に規定する措置を講じたときは、甲に対しその内容を報告しなければならない。

6 状況報告書

- (1) 乙は、甲、乙双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で本件業務の作業状況等について、甲が認めた場合を除き書面により報告しなければならない。

- (2) 前項の規定にかかわらず、乙は、甲から本件業務の作業状況等について報告を求められたときは、甲が指示する方法及び内容等により、これを報告しなければならない。
- (3) 甲は、状況報告に対して必要な指示をすることができる。
- 7 資料等の管理
- (1) 乙は、資料等の一覧表を作成しなければならない。
- (2) 乙は、本件業務を行うため取り扱う(個人)情報が記録された資料等の複製、提供、業務作業場所以外への持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りではない。
- (3) 乙は、資料等、作業中のデータ及び甲に帰属した成果物を、甲の承諾を得ずに、甲の指示する目的以外に使用及び第三者への提供をしてはならない。
- (4) 乙は、甲の承諾を得ずに、資料等、作業中のデータ及び甲に帰属した成果物を作業場所から持ち出してはならない。
- (5) 乙は、資料等及び作業中のデータをその貸与目的を達したとき又は契約終了時に返却又は破壊しなければならぬ。複製物及び貸与された資料をもとに変更したのもと同様とする。
- (6) 乙は、資料等を甲の承諾を得て破壊した場合、確実に破壊した旨の証明を書面で甲に提出しなければならない。
- (7) 乙は、資料等及び作業中のデータの保護・管理に必要な手続きを作成し、資料等を閲覧できる者の制限等を行わなければならない。
- 8 本人確認
- 乙は、本件業務の履行に関わる要員が納入場所等に立ち入る場合名札を着用させるとともに、乙の要員であることを証するものを携帯させなければならない。
- 9 要員の教育
- (1) 乙は、本件業務にかかわる全要員に対して、本件業務を遂行するために必要な教育を行わなければならない。
- (2) 乙は、教育に関する計画及び実施実績について甲に報告しなければならない。
- (3) 乙が行う教育には、ドキュメントの取扱方法、個人識別情報の取扱方法、データの取扱方法、事故時の連絡体制、個人情報等の取扱方法を含まなければならない。
- (4) 甲は、乙の提出した教育に関する計画及び実施実績について必要な指示をすることができる。

- 10 作業上の権限
- (1) 乙は、本件業務の実施において、業務情報へのアクセス制御を設け、要員に対し、必要なアクセス権のみを付与するものとする。
- (2) 乙は、甲の情報資源を操作する場合操作記録を作成すること。(ログを保存すること。)
- (3) 乙は、甲の要求があったとき、操作記録(ログ)を甲に提示しなければならない。
- 11 機器の管理
- (1) 乙は、本件業務の実施に使用するコンピュータ機器等を限定しなければならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 乙は、前号の機器等の盗難、破壊等の防止策を講じなければならない。
- (3) 乙は、甲から貸与された機器等についても同様の措置をとらなければならない。
- 12 機器及び納品物のウイルスチェック
- (1) 乙は、本件業務を履行するために使用するコンピュータ等の機器に対するコンピュータウイルス感染防止策を講じなければならない。
- (2) 乙は、甲に対して納品する電子データがコンピュータウイルスに感染していないことを保障しなければならない。
- (3) 乙は、甲から貸与された機器に対しても第1号の措置を行うものとする。
- 13 管理規定
- (1) 乙は、本件業務の実施について以下の規定を定めなければならない。
- ア セキュリティ事故の連絡体制
- イ 甲から提供された資料等の保管方法と責任者
- ウ 甲から提供された資料等にアクセスできる者の名簿、管理責任者
- エ 甲から提供された資料等のアクセス記録の管理方法
- オ 本件業務の実施において作成された資料等(データ、ドキュメント、出力帳票、入力帳票、プログラム、設定ファイル、ログ等)にアクセスできる者の名簿、管理責任者
- カ 本件業務の実施において作成された資料等のアクセス記録の管理方法と管理責任者
- キ 甲から提供された資料等及び本件業務の実施において作成された資料等の返却または破壊方法と返却・破壊管理者
- ク コンピュータ等の機器の管理方法と責任者
- ケ コンピュータウイルス対策
- (2) 乙は、甲からの請求があった場合、前号の規定により作成されたドキュメントを速やかに提示しなければならない。

14 その他
 乙は、本件業務の実施について本契約書、仕様書及び甲から提出された資料等に明記されていらない事態が発生した場合、速やかに甲に報告し、甲の指示を仰がなければならない。

- 15 納品物
 (1) 工事執行管理システムプログラム(ソースコード含む) 1式
 (2) 報告書(作業報告、改善提案、見積書、仕様書、マニュアル等) 1部
 (3) 原簿(電子媒体をCD-Rで提出) 1部

埼玉県告示第六百五十一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十九条第一項の規定により、許可を取消したので、次のとおり公告する。

平成十九年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成十九年四月二日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

イ 商号

株式会社恵洋建設

ロ 主たる営業所の所在地

さいたま市大宮区大門町三丁目百九十一番地一今井ビル七〇三

ハ 代表者の氏名

永井 健二

ニ 許可番号

埼玉県知事許可(般一五)第五八六一号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

株式会社恵洋建設は、一般建設業の埼玉県知事許可の申請にあたり、虚偽の専任技術者証明書を提出し、平成十六年一月五日に一般建設業の埼玉県知事許可を

取得し法に違反した。

更に、同社が雇用した労働者を現場作業員として他社へ派遣し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)に違反した。

これらのことにより平成十九年一月十五日、さいたま地方裁判所から同社は罰金五十万円、同社の代表取締役は懲役一年(執行猶予三年)の判決を受け、同月三十日、その刑がそれぞれ確定している。

このことは、法第二十九条第一項第二号及び第五号に該当する。

埼玉県告示第六百五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年二月十四日

指令飯整第一八〇〇二四一号

二 検査済証番号

平成十九年四月九日第一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字市場字堰北三七

二番外一五筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都豊島区目白五丁目五番二号

株式会社 関越物産

代表取締役 松原 尚夫

埼玉県告示第六百五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成十九年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先
 イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
 埼玉県都市整備部住宅課
 別記一

電話 ○四八―八三〇―五五七一
 ロ 当該都市計画区域に係る市町村の住宅・都市計画担当課

番号	都市計画区域名	市町村名	都市計画の種類及び名称	公聴会		公述申出書		都市計画の構想	
				期日及び時間	場所	提出期間	提出先	閲覧期間	閲覧場所
一	所沢	所沢市	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	平成十九年五月三十一日午後二時から	所沢市役所六階六〇四会議室	平成十九年五月二日から平成十九年五月十七日まで	所沢市都市整備課、埼玉県都市整備部住宅課	平成十九年五月二日から平成十九年五月十七日まで	所沢市都市整備課、埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県川越県土整備事務所
二	飯能	飯能市	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	平成十九年六月十一日午後二時から	飯能市役所庁舎別館二階会議室一	平成十九年五月十四日から平成十九年五月二十五日まで	飯能市都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課	平成十九年五月十四日から平成十九年五月二十五日まで	飯能市都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県飯能県土整備事務所
三	入間	入間市	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	平成十九年五月二十九日午後二時から	入間市役所C棟四階入札室	平成十九年四月二十三日から平成十九年五月九日まで	入間市都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課	平成十九年四月二十三日から平成十九年五月九日まで	入間市都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県飯能県土整備事務所
四	朝霞	朝霞市	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	平成十九年五月十四日午後二時から	朝霞市役所五階大会議室	平成十九年四月十六日から平成十九年四月二十七日まで	朝霞市都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課	平成十九年四月十六日から平成十九年四月二十七日まで	朝霞市都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県朝霞県土整備事務所
五	志木	志木市	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	平成十九年五月十五日午後二時から	志木市民総合センター	平成十九年四月十六日から平成十九年四月二十	志木市都市整備課、埼玉県都市整備部住宅課	平成十九年四月十六日から平成十九年四月二十	志木市都市整備課、埼玉県都市整備部住宅課、

九	八	七	六	
狭山	川越	和光	新座	
狭山市	川越市 日高市 川島町	和光市	新座市	
「住宅市街地	「住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更 から	「住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更 から	「住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更 から	
平成十九年五月	平成十九年六月 十一日午後二時 から	平成十九年五月 十四日午後二時 から	平成十九年六月 六日午後二時か ら	
狭山市第二環境	川越市役所七階 B会議室	和光市役所五〇 二会議室	新座市民会館	
平成十九年四月	平成十九年五月 十一日から平成 十九年五月二十 四日まで	平成十九年四月 十六日から平成 十九年四月二十 七日まで	平成十九年五月 七日から平成十 九年五月十八日 まで	七日まで
狭山市都市計画	川越市住宅課、 日高市都市計画 課、川島町都市 整備課、埼玉県 都市整備部住宅 課	和光市都市整備 課、埼玉県都市 整備部住宅課	新座市まちづく り計画課、埼玉 県都市整備部住 宅課	
平成十九年四月	平成十九年五月 十一日から平成 十九年五月二十 四日まで	平成十九年四月 十六日から平成 十九年四月二十 七日まで	平成十九年五月 七日から平成十 九年五月十八日 まで	七日まで
狭山市都市計画	川越市住宅課、 日高市都市計画 課、川島町都市 整備課、埼玉県 都市整備部住宅 課、埼玉県川越 県土整備事務 所、埼玉県飯能 県土整備事務 所、埼玉県東松 山県土整備事務 所	和光市都市整備 課、埼玉県都市 整備部住宅課、 埼玉県朝霞県土 整備事務所	新座市まちづく り計画課、埼玉 県都市整備部住 宅課、埼玉県朝 霞県土整備事務 所	埼玉県朝霞県土 整備事務所

十二	越生 毛呂山・	鳩山町 越生町	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	平成十九年五月二十九日午後二時から	毛呂山町中央公民館視聴覚室	平成十九年四月二十三日から平成十九年五月九日まで	毛呂山町まちづくり整備課、越生町まちづくり整備課、鳩山町まちづくり推進	平成十九年四月二十三日から平成十九年五月九日まで	毛呂山町まちづくり整備課、越生町まちづくり整備課、鳩山町まちづくり推進
十一	坂戸	坂戸市 鶴ヶ島市	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	平成十九年六月六日午後二時から	鶴ヶ島市役所五階五〇四会議室	平成十九年五月七日から平成十九年五月十八日まで	坂戸市都市計画課、鶴ヶ島市都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課	平成十九年五月七日から平成十九年五月十八日まで	坂戸市都市計画課、鶴ヶ島市都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県土整備事務所
十	富士見	富士見市 ふじみ野市 三芳町	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	平成十九年五月三十一日午後二時から	富士見市ふじみ野交流センター二階講座室	平成十九年五月二日から平成十九年五月十七日まで	富士見市まちづくり推進課、ふじみ野市都市計画課、三芳町まちづくり推進課、埼玉県都市整備部住宅課	平成十九年五月二日から平成十九年五月十七日まで	富士見市まちづくり推進課、ふじみ野市都市計画課、三芳町まちづくり推進課、埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県川越県土整備事務所
			の開発整備の方針」の変更	二十五日午後二時から	センター	十六日から平成十九年四月二十七日まで	課、埼玉県都市整備部住宅課	十六日から平成十九年四月二十七日まで	課、埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県川越県土整備事務所

十五	蕨	蕨市	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	平成十九年五月十八日午後二時から	蕨市民会館四〇二室	平成十九年四月十六日から平成十九年四月二十七日まで	蕨市まちづくり推進課、埼玉県都市整備部住宅課	平成十九年四月十六日から平成十九年四月二十七日まで	蕨市まちづくり推進課、埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県さいたま県土整備事務所
十四	川口	川口市	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	平成十九年五月十八日午後二時から	川口市中央ふれあい館講座室一	平成十九年四月十六日から平成十九年四月二十七日まで	川口市都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課	平成十九年四月十六日から平成十九年四月二十七日まで	川口市都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県さいたま県土整備事務所
十三	東松山	東松山市 滑川町 嵐山町 吉見町	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	平成十九年五月二十一日午後二時から	東松山市総合会館四階多目的ホール	平成十九年四月十六日から平成十九年四月二十七日まで	東松山市都市計画課、滑川町建設課、嵐山町都市整備課、吉見町まち整備課、埼玉県都市整備部住宅課	平成十九年四月十六日から平成十九年四月二十七日まで	東松山市都市計画課、滑川町建設課、嵐山町都市整備課、吉見町まち整備課、埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県東松山県土整備事務所

二十	鴻巣	十九	上尾	十八	さいたま	十七	鳩ヶ谷	十六	戸田
	鴻巣市		上尾市 伊奈町		さいたま市		鳩ヶ谷市		戸田市
	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更		「住宅市街地の開発整備の方針」の変更		「住宅市街地の開発整備の方針」の変更		「住宅市街地の開発整備の方針」の変更		「住宅市街地の開発整備の方針」の変更
	平成十九年五月二十五日午後二時		平成十九年六月四日午後二時から		平成十九年六月五日午後二時から		平成十九年五月十八日午後二時から		平成十九年六月四日午後二時から
	鴻巣市中央公民館		上尾市上尾公民館(文化センター内)講座室五〇一		さいたま市役所第二別館二階第三会議室		鳩ヶ谷市役所三階三〇五会議室		戸田市役所五階大会議室
	平成十九年四月二十四日から平		平成十九年五月七日から平成十九年五月十八日まで		平成十九年五月二日から平成十九年五月十七日まで		平成十九年四月十六日から平成十九年四月二十七日まで		平成十九年五月二日から平成十九年五月十七日まで
	鴻巣市まちづくり推進課、埼玉		上尾市まちづくり計画課、伊奈町都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課		さいたま市都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課		鳩ヶ谷市まちづくり推進課、埼玉県都市整備部住宅課		戸田市都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課
	平成十九年四月二十四日から平		平成十九年五月七日から平成十九年五月十八日まで		平成十九年五月二日から平成十九年五月十七日まで		平成十九年四月十六日から平成十九年四月二十七日まで		平成十九年五月二日から平成十九年五月十七日まで
	鴻巣市まちづくり推進課、埼玉		上尾市まちづくり計画課、伊奈町都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県北本県土整備事務所		さいたま市都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県さいたま県土整備事務所		鳩ヶ谷市まちづくり推進課、埼玉県都市整備部住宅課、さいたま県土整備事務所		戸田市都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県さいたま県土整備事務所

二十	越谷		二十	行田		二十	北本		二十	桶川	
	越谷市			行田市			北本市			桶川市	
	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更			「住宅市街地の開発整備の方針」の変更			「住宅市街地の開発整備の方針」の変更			「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	
	平成十九年五月三十一日午後二時から			平成十九年五月十六日午後二時から			平成十九年五月二十五日午後二時から			平成十九年六月四日午後二時から	
	越谷市中央市民会館第四、五、六会議室			行田市中央公民館(みらい内)第二学習室			北本市文化センター第三会議室			桶川市保健センター	
	平成十九年五月二日から平成十九年五月十七日まで			平成十九年四月十六日から平成十九年四月二十七日まで			平成十九年四月十六日から平成十九年四月二十七日まで			平成十九年五月七日から平成十九年五月十八日まで	
	越谷市都市計画課、吉川市都市計画課、松伏町まちづくり整備課、埼玉県都市			行田市まちづくり推進課、埼玉県都市整備部住宅課			北本市建築開発課、埼玉県都市整備部住宅課			桶川市都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課	
	平成十九年五月二日から平成十九年五月十七日まで			平成十九年四月十六日から平成十九年四月二十七日まで			平成十九年四月十六日から平成十九年四月二十七日まで			平成十九年五月七日から平成十九年五月十八日まで	
	越谷市都市計画課、吉川市都市計画課、松伏町まちづくり整備課、埼玉県都市			行田市まちづくり推進課、埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県行田県土整備事務所			北本市建築開発課、埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県北本県土整備事務所			桶川市都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県北本県土整備事務所	

二十	蓮田	二十	久喜	二十	春日部	二十	草加
八	蓮田市 白岡町 菖蒲町	七	久喜市	六	春日部市	五	草加市 八潮市 三郷市
	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更		「住宅市街地の開発整備の方針」の変更		「住宅市街地の開発整備の方針」の変更		「住宅市街地の開発整備の方針」の変更
	平成十九年六月八日午後二時から		平成十九年六月八日午後二時から		平成十九年六月八日午後二時から		平成十九年五月二十九日午後二時から
	蓮田市中心公民館二階研修室		久喜総合文化会館広域文化展示室		春日部市商工振興センター「アクスス春日部」		三郷市役所七階大会議室
	平成十九年五月七日から平成十九年五月十八日まで		平成十九年五月一日から平成十九年五月十六日まで		平成十九年五月二日から平成十九年五月十七日まで		平成十九年四月二十日から平成十九年五月八日まで
	蓮田市都市計画課、白岡町都市計画課、菖蒲町産業建設課、埼玉県都市整備部		久喜市都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課		春日部市建築課、埼玉県都市整備部住宅課		草加市住宅・都市計画課、八潮市都市デザイン課、三郷市都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課
	平成十九年五月七日から平成十九年五月十八日まで		平成十九年五月一日から平成十九年五月十六日まで		平成十九年五月二日から平成十九年五月十七日まで		平成十九年四月二十日から平成十九年五月八日まで
	蓮田市都市計画課、白岡町都市計画課、菖蒲町産業建設課、埼玉県都市整備部		久喜市都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県杉戸県土整備事務所		春日部市建築課、埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県越谷県土整備事務所		草加市住宅・都市計画課、八潮市都市デザイン課、三郷市都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県越谷県土整備事務所

一 三十		三十		九 二十					
羽生		加須		幸手					
羽生市		加須市 騎西町		幸手市 大利根町 宮代町 栗橋町 鷺宮町 杉戸町					
「住宅市街地 の開発整備の		「住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更		「住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更					
平成十九年五月 二十三日午後二		平成十九年五月 二十三日午後二 時から		平成十九年五月 二十三日午後二 時から					
羽生市民プラザ		加須市役所五階 五〇四会議室		幸手市役所第二 庁舎第一会議室					
平成十九年四月 十九日から平成		平成十九年四月 十六日から平成 十九年四月二十 七日まで		平成十九年四月 十六日から平成 十九年四月二十 七日まで					
羽生市都市計画 課、埼玉県都市		加須市まちづく り課、騎西町産 業建設課、埼玉 県都市整備部住 宅課		幸手市都市整備 課、大利根町都 市整備課、宮代 町都市計画担 当、栗橋町都市 整備課、鷺宮町 都市整備課、杉 戸町都市施設整 備課、埼玉県都 市整備部住宅課	住宅課				
平成十九年四月 十九日から平成		平成十九年四月 十六日から平成 十九年四月二十 七日まで		平成十九年四月 十六日から平成 十九年四月二十 七日まで					
羽生市都市計画 課、埼玉県都市		加須市まちづく り課、騎西町産 業建設課、埼玉 県都市整備部住 宅課、埼玉県行 田県土整備事務 所		幸手市都市整備 課、大利根町都 市整備課、宮代 町都市計画担 当、栗橋町都市 整備課、鷺宮町 都市整備課、杉 戸町都市施設整 備課、埼玉県都 市整備部住宅 課、埼玉県杉戸 県土整備事務 所、埼玉県行田 県土整備事務所	住宅課、埼玉県 杉戸県土整備事 務所				

三十	熊谷	熊谷市	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	平成十九年六月六日午後二時から	熊谷市立商工会館二階大ホール	平成十九年五月九日から平成十九年五月二十二日まで	熊谷市都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課	平成十九年五月九日から平成十九年五月二十二日まで	熊谷市都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県熊谷県土整備事務所
三十	深谷	深谷市	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	平成十九年五月十六日午後二時から	深谷生涯学習センター深谷公民館	平成十九年四月十六日から平成十九年四月二十七日まで	深谷市都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課	平成十九年四月十六日から平成十九年四月二十七日まで	深谷市都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県熊谷県土整備事務所
四十	本庄	本庄市	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	平成十九年五月十六日午後二時から	本庄市中央公民館	平成十九年四月十六日から平成十九年四月二十七日まで	本庄市都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課	平成十九年四月十六日から平成十九年四月二十七日まで	本庄市都市計画課、埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県本庄県土整備事務所
三十	小川	小川町	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	平成十九年五月二十一日午後二時から	小川町役場三階大会議室	平成十九年四月十六日から平成十九年四月二十七日まで	小川町建設課、埼玉県都市整備部住宅課	平成十九年四月十六日から平成十九年四月二十七日まで	小川町建設課、埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県東松山県土整備事務所

別記二

公述申出書

平成19年4月13日付け埼玉県報に登載された 都市計画「住宅市街地の開発整備の方針」の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

埼玉県知事 森

公述申出人

住所

氏名 印

連絡先(電話番号)

年齢

職業

意見の要旨及びその理由 別紙

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

(1) 4000字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。

(2) かい書で、横書きにしてください。

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月十三日

埼玉県行田県土整備事務所長

並 木 孝 之

一 許可番号

平成十九年三月二十七日

指令行整第一八〇〇二九一号

二 検査済証番号

平成十九年三月二十九日第五十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字上崎字前原三四

九一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字上崎三四二

八卷 善之

埼玉県公営企業告示第四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約、建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託(以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。)のうち、平成十九年度に

おいて埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成十九年四月十三日

埼玉県公営企業管理者

今 井 大 輔

一 一般競争入札に参加する者に必要な資格

建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定(以下「認定」という。)を受け、被認定者名簿に登録された者とする。

二 認定を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

イ 地方自治法施行令第六十七條の四第一項の規定に該当する者

ロ 埼玉県公営企業財務規程(昭和三十一年三月三十一日埼玉県公営企業管理規程第五号)第二百十條の規定により、埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加させないこととされた者

ハ 埼玉県企業局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程

(昭和五十八年埼玉県公営企業告示

第一号) 第三条の規定により、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成六年埼玉県告示第千八百八号) 第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者

ニ 入札公告日以後入札日までに、埼玉県企業局建設工事等暴力団排除措置要綱(平成八年四月一日施行。公営企業管理者決裁)に基づき指名除外の措置を受けている期間がある者
ホ 入札公告日以後入札日までに、企業局の発注する建設工事等及び物品の買入れ等の契約に係る指名停止等の措置要領(平成元年一月十三日施行。公営企業管理者決裁)に基づき指名停止の措置を受けている期間がある者

ヘ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
(1) 建設業法(昭和二十四年法律第百号) 第三条第一項の規定による許可を受けていない者
(2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査(以下「経営事項審査」とい

う。)を受けていない者
ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号) 第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者
チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号) 第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者
リ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号) 第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、公営企業管理者が不適格と認める者

三 認定を受けるための要件
認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。
イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値
ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
ハ 自己資本額
四 認定申請の方法及び資格の有効期間
入札公告において定める。

この告示は、公布の日から施行する。

埼玉県選管告示第四十二号

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。
平成十九年四月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包
公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示
公職選挙法及び同法施行令等執行規程(平成七年埼玉県選管告示第十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「衆議院(小選挙区選出)議員及び参議院(選挙区選出)議員」を「衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員及び県知事」に、「法第四百二十二条第一項第一号及び第二号」を「法第四百二十二条第一項第一号から第三号」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。



埼玉県公安委員会規則第二号(平成十九年三月三十日第千八百六十二号) 中訂正

ページ 段 行 誤
四十七 下 十一 第二章を第三章
十二 次の章

正

十一 第一章を第二章
十二 次の1章

埼玉県川口警察署告示第一号(平成十九年四月三日第千八百六十三号) 中訂正

ページ 段 行 誤
十一 下 後ろから一 中 村 孝 司

正

中 村 孝 司

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 （代表） 四八―八二四―二二二一 埼玉新聞サービスシステムズ http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 （代表） 四八―八六二―二九〇二